

答申第184号
平成27年11月17日

岡崎市長 内 田 康 宏 様

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 山 崎 浩 司

行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における対応について（答申）

平成27年10月7日付け27総第627号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

全部改正された行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「改正法」という。）に基づく審査請求において、開示請求制度に係る審査請求については岡崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、改正法第9条第1項本文の適用を除外とする「特別の定め」を岡崎市情報公開条例及び岡崎市個人情報保護条例に設けることが妥当であると判断する。

2 改正法における審理員による審理手続について

平成26年6月13日に改正法が公布され、行政庁の処分に対する不服申立ての制度が、公正性の向上、使いやすさの向上の観点から見直された。

改正法において、現行制度と大きく異なる点は、不服申立手続を審査請求に一元化すること並びに審理員による審理手続及び第三者機関である行政不服審査会等への諮問手続の導入である。

改正法における審査請求の手続は、審理員が審査請求の審理を行った上で、審査庁が審理員意見書を添えて行政不服審査会に諮問し、その答申を受けて裁決を行うこととされているが、例外なく審理員による審理手続を導入しなければならないわけではなく、改正法第9条第1項ただし書において、条例に基づく処分について条例に「特別の定め」を置くことにより、審理員手続の適用を除外することができることと規定している。

改正法第9条第1項ただし書を適用する条件は、改正法の求める手続保障の水準を確保すること、つまり、処分に関与しない者が審理し、第三者機関による点検を行い、裁決の客観性・公正性を高めることといえる。

3 審査会への諮問の必要性について

審査会は弁護士、大学准教授及び公認会計士からなる附属機関であり、行政の公正性の確保等を目的として設置され、異議申立人と処分庁の双方の主張を聴き、対象となった公文書又は個人情報を検分した上で、開示決定等の適法性、妥当性についての審議を行っており、改正法において審理員が行う審理手続と同等の審理を現に行っている。

また、審査会においては、長年にわたる開示・非開示判断の審査事例、知見等について蓄積があり、改正法の制度をそのまま採用し、審査会で審議を行わなくなることは、かえって開示請求制度が後退するのではないかとの懸念がある。

よって、改正法の施行後も審査会において現状どおりの取扱いをしたとしても、そもそもが公正性を確保するために、これらの条例において不服申立制度が定められてきた経緯から、改正法の趣旨である公正性の向上及び使いやすさの向上が失われることはなく、専門的で公正かつ適正な判断を引き続き行うことができるため、審査会への諮問は必要であると考ええる。

4 改正法第9条第1項本文の適用の除外について

改正法第9条第1項第3号において、審査庁が地方自治法第138条の4第1項に規定する委員会又は委員（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）である場合には、審理員を指名しないこととされている。

条例による審理の特例（改正法第9条第1項ただし書）を設けず審理員制度を適用するとなれば、市長部局においては審理員による審理手続が行われ、改正法第9条第1項第3号に規定している教育委員会、選挙管理委員会等の実施機関は、審理員による審理手続は行われなため、開示決定等に係る審査請求の審理手続に差異が生じ、住民が不服申立制度を利用する際に混乱を生じるおそれがある。

また、改正法第9条第1項第3号に規定している教育委員会、選挙管理委員会等の実施機関が審理員による審理手続が除外されている理由について、総務省行政管理局が示している「逐条解説 行政不服審査法」の第9条第1項ただし書の「審理員の指名を要しない場合」において、優れた識見を有する委員で構成された合議体により、審査請求の審理及び判断について、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されており、このような機関が審査庁である場合には、審理員を指名してこれによる審理手続を行わせる必要はないと考えられるとされている。このことから、条例に基づく処分について条例に「特別の定め」を置くことにより、審理員手続の適用を除外することができる条件についても同様であると考えられ、前述のとおり、実施機関が

ら独立した審査会において、当該処分に関与しておらず、岡崎市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年岡崎市条例第33号）第4条第1項の規定により、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する委員により、合議による公正かつ慎重な判断がなされていることから審理員を指名してこれによる審理手続を行わせる必要はない。

よって、改正法第9条1項本文の適用を除外することが妥当であり、岡崎市情報公開条例及び岡崎市個人情報保護条例に改正法第9条第1項本文を適用しない旨の規定を設けることが必要であると考えます。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。